

「農事組合法人の事業に係る課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書」 記載の手引き

地方税法第72条の4第3項の規定により、一定の農事組合法人が行う農業に対しては、事業税が非課税とされています。当該規定に該当する法人が、法人事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を沖縄県に提出する場合には、「2 申告書に添付すべき書類」を提出してください。

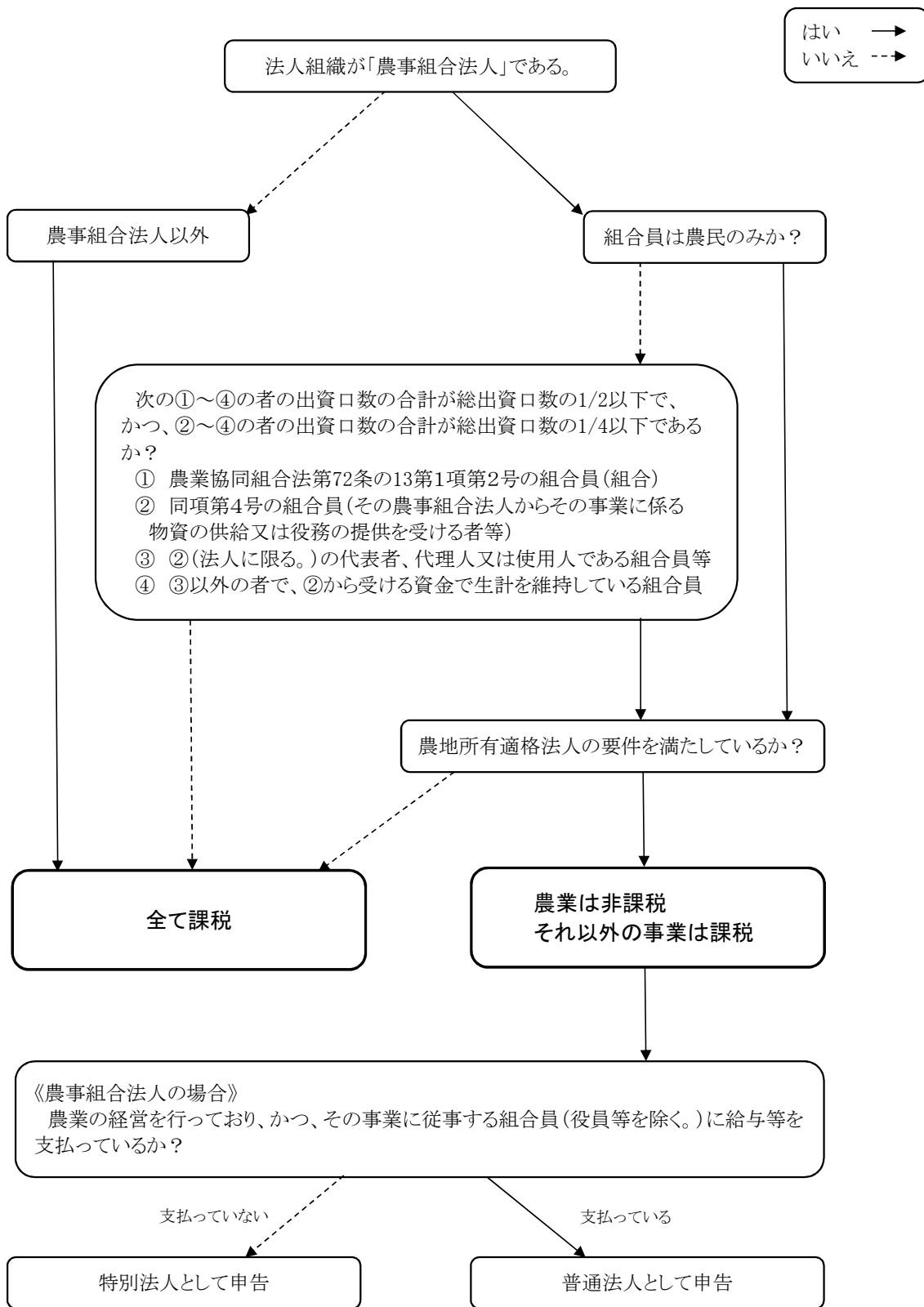
1 概要

- (1) 農業が非課税となる農事組合法人について
農業が非課税となるかどうかの具体的な判定は、「農業法人の課税・非課税判定フロー図《別紙》」によって行って下さい。
なお、判定の結果、農業が非課税となる農事組合法人は、申告書を提出する際に下記2の書類を併せて添付して下さい。
- (2) 非課税となる農業の範囲
 - ① 日本標準産業分類の「大分類A－農業、林業」の「中分類01－農業」の「011－耕種農業」
 - ② 上記①の事業に付帯すると認められる事業で、次の要件のすべてを満たしているもの
ア 当該事業に専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業部門と認められない事業であること。
イ 当該事業が上記①の耕種農業に係る収入金額の総額の2分の1を超えないものであること。（その判定は、「農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書（第79号様式の3上表）」によって行って下さい。）
- (3) 課税標準となる所得金額の算定について
 - ① 課税事業と非課税事業とを区分経理している場合は、当該区分して計算した金額。
 - ② 区分計算が困難な場合は、総所得金額等をそれぞれの事業に係る収入金額によってあん分して計算した金額。（その計算は、「所得金額計算書（第79号様式の3下表）」によって行って下さい。）

2 申告書に添付すべき書類（農業が非課税と判定された農事組合法人に限る。）

- (1) 区分計算に用いた計算書等（課税事業と非課税事業とを区分計算している場合に限る。）
- (2) 農事組合法人の事業に係る課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書（第79号様式の3）
- (3) 法人税申告書別表4（写し）
- (4) 貸借対照表、損益計算書（雑収入明細書を含む。）
- (5) 農地所有適格法人報告書（写し）
- (6) その他課税標準となる所得の計算等に必要な書類

農業法人の課税・非課税判定フロー図



【記載要領（第79号様式の3）】

この計算書は、地方税法第72条の4第3項に該当し、沖縄県に主たる事務所又は事業所を有する農事組合法人が記載し、確定申告書及びこれに係る修正申告書に併せて提出してください。

なお、課税事業と非課税事業とを区分して計算している場合にあつては、「農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書（第79号様式の3上表）」部分のみ記載し、区分計算に用いた計算書等を添付して提出してください。

《農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書（第79号様式の3上表）》

1 総収入金額とは、当該事業年度において収入すべき一切の金額（収入する権利の確定したものをいう。）をいいます。

ただし、次に掲げるものは総収入金額には含みません。

- (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
- (2) 土地等の譲渡に係る収入金額
- (3) 従業員の社宅、寮又は駐車場等の使用料収入及び食事代収入
- (4) 収入金額に計上した国税及び地方税に係る還付金、充当金及び過誤納金の額（還付（充当）加算金額を除く。）
- (5) 償却資産の売却収入のうち取得価額を超えない部分の額その他経費の戻入と認められる収入金額
- (6) 購入たな卸資産に係る仕入割戻し（リベート）の額として収入に計上した額
- (7) 国庫補助金等の補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良を目的とするもの

2 「所得の金額の計算に関する明細書」（法人税法施行規則別表4、以下「別表4」という。）により加算又は減算した収入金額は、総収入金額の計算上、損益計算書の各収入科目ごとの区分に従い、「農業部門の収入金額」欄、「農業に付帯する事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄の「別表4加算」欄又は「別表4減算」欄にそれぞれ記載してください。

また、法人税の更正等により加算又は減算された収入金額についても同様に記載してください。

3 「農業部門の収入金額」欄には、日本標準産業分類の「大分類A－農業、林業」の「中分類01－農業」の「011－耕種農業」に該当する事業に係る収入金額を記載してください。

なお、「畜産農業」、「農業サービス業」及び「園芸サービス業」に該当する事業に係る収入金額は、それぞれの区分に応じ、「農業に付帯する事業に係る収入金額」又は「その他の収入金額」欄に記載してください。

4 「農業部門の収入金額」欄には、次のようなものが含まれます。

- (1) 耕種（米、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物及び桑の栽培等をいう。）による収入金額
- (2) 稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工することなく譲渡する場合の収入金額
- (3) 耕種の事業に直接関連して交付される公共団体等からの補助金及び助成金
- (4) 農産物の減収補てんを目的として支払を受ける農業共済金

5 「農業に付帯する事業の収入金額」欄には、自己の所有する農機具の余剰稼働力の利用等と認められるものや、主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して製造・加工を行っているものなどで、これらの事業に専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上

独立した事業部門と認められない事業で農業に付帯すると認められるものに係る収入金額を記載してください。

- 6 「農業に付帯する事業の収入金額」欄には、次のようなものが含まれます。
- (1) 穀物の脱穀、調製又は植付け、農耕、刈入れ、草刈り、害虫駆除、雑草除去など農作業の請負に係る収入金額
 - (2) 自己の設置する共同選果、選別場又は調製施設、貯蔵施設を組合員以外の者が利用する場合の手数料や利用料等
 - (3) 稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工し譲渡する場合の収入金額
 - (4) 主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して行う物品の製造又は加工（通常必要最低限の加工を除く。）による収入金額
 - (5) 農業に付帯する事業に対して交付される公共団体等からの補助金及び助成金
 - (6) その他農業に付帯すると認められるものに係る収入金額
- 7 「その他の収入金額」欄には、上記以外の事業に係る収入金額を記載してください。
- 8 課税事業と非課税事業とに共通する収入金額で、各事業ごとの区分が困難なものについては、区分が明瞭なそれぞれの事業ごとの収入金額によってあん分した金額を「農業部門の収入金額」欄、「農業に付帯する事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄にそれぞれ記載してください。

《所得金額計算書（第79号様式の3下表）》

- 1 この計算書は、課税事業と非課税事業との区分経理が困難な場合に記載してください。
- 2 ⑧の欄は、「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第6号様式別表5、以下「第6号様式別表5」という。）の「再仮計」の欄の金額を記載します。
なお、当該金額が欠損金額である場合には、当該金額を朱書きするか又は当該金額に△印を付して記載してください。
- 3 ⑨の欄は、総所得金額等の計算上、土地等の譲渡益等がある場合に譲渡収入から取得費及び譲渡費用を減算した金額を記載してください。
- 4 ⑩の欄は、農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額がある場合にその金額を記載してください。
- 5 ⑪の欄は、農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額がある場合にその金額を記載してください。
- 6 ⑫の欄は、⑧の欄の金額から⑨、⑩及び⑪の欄の金額を減算した金額を記載してください。
- 7 ⑬の欄は、次の(1)の収入金額又は(1)及び(2)の収入金額の合計額を記載してください。
 - (1) 「農業部門の収入金額」欄（①の欄）の収入金額
 - (2) 「農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書（第79号様式の3上表）」において、「農業に付帯する事業の収入金額」欄（②の欄）が非課税と判定された場合は、その収入金額
- 8 ⑭の欄は、④の欄の金額を記載してください。
- 9 ⑮の欄は、⑫の欄の金額に⑬の欄の金額を乗じた金額を⑭の欄の金額で除した金額を記載してください。
なお、この欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切上げ（欠損金額の場合は切捨て）てください。
また、⑮の欄の金額は、第6号様式別表5の「農事組合法人の農業に係る所得」の欄に移記してください。
- 10 ⑯の欄の金額は、第6号様式別表5の「所得金額差引計」の欄に移記してください。
- 11 ⑰の欄の金額は、第6号様式別表5の「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額」の欄に移記してください。
- 12 ⑱の欄の金額は、第6号様式別表5の「所得金額再差引計」の欄に移記してください。
ただし、「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額」がある場合は、⑱の欄の金額から当該控除額を控除した後の金額が「所得金額再差引計」の欄と一致します。